

第1回米原市自治基本条例推進委員会 会議録

内容承認（富野会長）	承認											
公開・非公開の別	公開											
開催日時	平成21年9月18日（金）午後1時30分～3時30分											
場所	米原市役所 米原庁舎 2A会議室											
傍聴人	0名											
出席者	富野	山本	今川	久保	伊藤	安田	賀治	山田	田辺	藤居		
	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○		
(事務局) 千代政策推進部長・政策秘書課：津田課長、仲谷課長補佐、山脇主査、坂												
議事	<p>■市長あいさつ</p> <p>■委員自己紹介（委員・事務局）</p> <p>■委属状の交付</p> <p>■研修 「自治基本条例と自治基本条例推進委員会」 講師 龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏</p> <p>■会長・副会長の選出</p> <p>■議事</p> <p>①米原市自治基本条例推進委員会規則について</p> <p>②米原市自治基本条例推進委員会公開要綱および傍聴要領について</p> <p>③自治基本条例に基づく制度等の整備状況について</p> <p>④提言と市役所検討チームの経過報告</p>											

1. 市長あいさつ（市長）

みなさん、こんにちは。市長の泉でございます。本日は、平成21年度の第1回米原市自治基本条例推進委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、このたびは、米原市自治基本条例推進委員会の委員への就任をお引き受けいただきましたこと感謝申し上げます。

平成18年9月から米原市自治基本条例が施行され、早くも3年が経過しようとしております。米原市ではまちづくりの基礎となる『自治基本条例・行財政改革・総合計画』の3つのきまりや計画にもとづき、まちづくりの重点目標として掲げております「絆で築く元気な米原市づくり」の実現に向け、市民、地域、企業と行政が対等な関係のもと、共に汗をかき、知恵を出し、共感できる、協働のまちづくりを進めているところです。この推進委員会につきましては平成19年8月に設置され、自治基本条例に基づくまちづくりの制度設計や仕組み、方針についての議論や、まちづくりの取組み内容について検証を重ねていただいております。その結果、現状の課題とその改善に向けた方策を昨年10月に提言いただいたところであります。いただいた提言については課題を整理し、米原市の施策に反映していくよう、各部署において検討や取組みをおこなっております。

さて、今年6月16日には「水源の里まいばら元気みらい条例」が公布施行されました。これは米原市全域を水源の里とし、深刻化する環境問題、少子高齢化による人口減少と過疎化により地域の活力が低下している集落において、市民・事業者および市の協働による、持続的な発展を図ることを目的としています。すでに、同じ問題を抱える複数の集落が連携、協力する市民自治組織が結成され、地域資源を活用した活動が始まっています。行政も条例の制定を機に、この活動を支援する為の横断的な施策を今後実施、計画していくこととなります。このような地域の特性を生かした協働による取組みが市全域に広がることで、米原市の元気な未来が確かなものとなるよう取り組んでまいります。推進委員会の皆様には今後も自治基本条例をはじめとする諸条例や制度の運営状況を検証・評価いただければと思っております。今年度は改選により新しいメンバーのかげにも加わっていただきました。それぞれのお立場・ご経験から率直なご意見、ご議論を交えていただき、市民自治による米原市の実現に向けてご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 委員自己紹介（委員・事務局）

3. 委属状の交付

4. 研修 「自治基本条例と自治基本条例推進委員会」

講師：龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎氏

2000年の地方分権で地方と国が大きく変わった。(市民意識が薄いかもしいれないが、地方自治の全てが変わった。)

これまでは・・・地方自治といえど、国の仕事は半分以上。市長も知事も住民のまうを向いているような格好だが、本当は国のまうばかり見ていた。(見なくてははいけなかった)

国が命令したり指導する立場なので、地方は指導を仰ぐ。陳情する。

法律も国の必要として作られてきた。国の決めた仕事に補助金をもらう仕組み。

何が変わったか・・・国は国の仕事を、地方は地方の仕事を。対等な関係。国は地方に関与しない、決めない。

「陳情」が「協義」へと変化した。

自分たちのことは自分で決める、責任も自分たちでとる。

地域のことは地域住民と行政が決める。

地方自治法第2条改正がもつ大きな意味。自治行政権、自治財政権、自治立法権をもつ地方
まちづくりの基本は法律ではなく条例に・・・まちづくりの基本原則を総合的に示す「自治基本条例」が必要

「自治基本条例」・・・2000年北海道にニセコ町ではじめてつくられた

以後多くの自治体で作られたが、近年ブーム化しているのが問題点

→横並び意識でつくる、なぜ必要なのか問われていない、住民と行政が主体となってつくっていかない

結果：条例をつくっても機能しない、つくったことを目的の達成としてしまうので、何も誰も変わらない

米原市の「自治基本条例」は独自性と作成過程が貴重な事例

- * 合併による新しい町の出発に必要なまちづくりを市民と行政がしっかり議論できている
合併前の旧町単位の違いを認識し、お互い認めた上でのまちづくりを尊重していく考え方
前文にも「合併」の文字が繰り返される。
- * 「信仰」を前文に盛り込んでいる・・・例が無い。米原の各地域のまちづくりには切り離せないことを認める
- * 協働の概念の新たな定義
- * 市の介入排除、19条の不服従規定、国際社会との関係 など
- * 自治基本条例推進委員会による条例の有効性の確保

50年、100年の計でまちづくりをすすめていきたいという思いを含め、議論を繰り返し、市民と行政がつくった貴重な条例

自治基本条例をどう使いこなすか

停滞しても経済が成長しない時代、停滞型5年、10年単位の総合計画ではうまくいかない。スクラップ&ビルドでどんどん成長することはできない。

50年、100年先の町を想定する→加速を避け、しかし着実に前進していかなければならない。

優先順位をつけ開かれた議論のなかでやっていく。

推進委員会は開かれた議論のなかで進めていくことが必要。

自治基本条例が行政に求めるものは

基本：行政自らが条例に即した日常業務の定期的点検と改革をおこなう。政策や予算を自治基本条例を意識してどのように進めるか。→意識をもってやっていく必要がある。

自治基本条例を頂点に、自治基本条例という全体的なシステムで既存の条例をチェックする。

- ・突き合わせ
 - ・矛盾は改正
- 推進委員会においても行政とともに議論

推進委員会の役割

市民生活の立場から、日々の生活から求められるものを考えていく。行政をチェックする。

行政・市民・事業者の関係が条例機能を左右する。

できるだけ生活レベル、日常生活の視点での議論、審議によって検証を進める

他市の事例：岸和田市・・・基本条例と既存の条例の対比を総合計画を介した、検討と整理を行う。

条例をつくったことで目的を果してしまった自治体が多い・・・運用ができていない

条例をいかに機能させるかが条例をつくる本来の意味

自治基本条例に基づく制度づくりについて、優先順位を検討したうえで、現実化する



まちの憲法である「米原市自治基本条例」・・・現代社会への対応の仕掛けの何をくみ出すか？

まちづくりはまちの特色、資源を活かし、自分らしいまちをつくっていくこと。

大原則の自治基本条例は、条例全体でまちを動かしていくということ

5. 会長・副会長の選出

意見：学識が引き続き会長を務めることについて。2期目でもあるので企業、地域、団体からの推薦の方をお願いするというのも考えられる。

→ 2期目ということで委員会を引っ張るには、また学識の方の指導が必要。今回限りということで、お願いしたい。

会長 富野 暉一郎 委員

副会長 山本 孝雄 委員

6. 議事

①米原市自治基本条例推進委員会規則について

②米原市推進委員会会議公開要綱および米原市自治基本条例傍聴要領について

(事務局より説明)

【意見】

委員：今回の会議の開催についての広報は、

→委嘱と研修が主なので今回は出来ていません。次回からは広報、伊吹山TV、公式サイトでも委員会開催と傍聴のお知らせをしていきます。

委員：傍聴要領第3条にあるような方は入場から認めないのですか。

→認めません。4条のような行為が確認されれば退場していただきます。

委員：委員会の開催は今年度2回ということですか？

→はい。予算的にも今年度は2回開催分の予算となっています。

③自治基本条例に基づく制度等の整備状況について

事務局：今年度新たにできた「水源の里まいばら元気みらい条例」については、条例の作成段階から市民との協働でできた条例ということで、内容を今回は別紙資料としてお配りしました。

④提言と市役所検討チームの経過報告

事務局：昨年10月に提言を受けた後、市では職員による検討委員会を立ち上げ、それぞれの提言内容について検討をしました。現状と課題を主体セクションであらわし、今後検討が必要なことを項目として出し、ロードマップ化する予定でしたが、一部を除き、作業が今停滞している状態です。しかし個々のセクションで実際に課題については認識できていますので、既に進行している対策もいくつかあります。このあたりは次回までにまとめて事前資料として会議開催日までに各委員に提示させていただきます。予定です。

【意見】

会長：あと30分しかないので、今事務局からご説明いただいた内容について議論ができるのかどうかですが、やはりここは課題を出すだけで終わるだろうと思われそうです。課題を出して次回に結論という形になるでしょう。そこで委員長としてこの進行について皆さんに事前にお諮りしておいたほうが良いかと思いますが、先ほどわたしも事務局に質

問いましたがこの会議は予算的には2回ということです。しかし次回の委員会の内容次第で、必要があれば、もう一度開催することもありうるということを入れた上で、今日の議事を進行してよろしいでしょうか。皆さんが2回でよいということであれば別ですが、次回3回目の会議が必要と認められれば、ということですが如何でしょうか。

会長：今、決めるわけではなく、2回目の状況を見て決めるということです。ご意見が無いようですので、そういうことで今日を進行いたします。

まず第1に検討しなくてはいけないのは、前回委員会が提言したことをうけての行政の対応の進行状況について、事務局からご説明いただきました。これをどのようにこの委員会として受け止めるかということです。その方法は2つあります。全体の進行状況についての具体的なご意見ご質問など。2つ目は個別の特に気になることを課題として出していただく。時間は短いですが、検討内容についての進行管理についてまた課題について委員会として意見を出していただきたいと思いますが如何でしょうか。

前回の委員会のときはかなり細かい議論をして、それに対する行政の対応ということですが、私の理解として、行政は全てそれに明確な対応策を答えとして出していただかなくてもいいと思っています。私たちは行政がどのようにという形で受け止め結論をだしていくのか、そしてそれが具体的にどう進んでいるのかということをチェックする必要があります。「言ったのに聞かないから、けしからん」そういった議論ではないので、そのあたりご注意ください。

委員：提言を受けて行政側の進行状況を説明いただきましたが、例えば「協働のルールが出来ていない」「協働型研修が出来ていない」など現状の課題は書かれていますが、行政はそれに対して今どのような対策を講じているのか、進行状況が見えないのでそれが見える資料を提示いただく必要があるのではないかなと思います。

会長：具体的な手法、また進め方について見えてきていないので、論評のしようが無い状況ですし、具体的にどのように進めているのか見えてない、ということですね。

委員：行政の中の仕組みとか、検討会の仕組みを赤裸々には言いませんが、ある程度示していただいたほうが委員の相互理解が図れます。

事務局：今、具体的に言われた「協働」の関係については、今夜NPOの皆さん、一般の皆さんも飛び入り歓迎で、座談会をやらせていただくのですが、ようやくそういった会を始動した状況であります。しかしこれはなかなか簡単にパツパツと決めましょうと出来るものではありませんし、事業として具体的には、実質今日から始めるような状況です。課題としては認識しております。条例の中では協働のあり方を早急に決めますと謳っているわけですし、市民投票もまだ手がついておりませんが、「協働」については徐々に始めている状況であります。

会長：とりあえず、提言の内容について行政のほうでどのような場を設定されているのか、担当部局がどうなるのか、いつまでに何をやるスケジュールになっているのか、それを出していただかなくてはいけないと思います。すぐには無理ですので、次回の委員会までに資料中、「課題」の次の欄に足していただくとうわかり易い、でないとならば行政は何をやっているのか、中身が見えないということになります。情報として詳しく提供いただいたほうが委員会としてもいろんな意見が言えますし、理解もし易いと思います。それは次回までにやっていただけそうですか。

事務局：はい、この「現状」がどの時点の現状かという点もありますし、課題があってそして今の取り組み状況をまとめられたらと思います。

会長：あまり先のことまで言わなくていいと思いますが、「此処まではこういったスケジュールでやっていきます」、「やっています」ということを出していただけたほうが良いと思います。結論まで全部出せというのは、なかなか難しいと思います。

他にご意見はございますか。

委員：提言の中で一番私が気にしていたことは、予算をたてられる、事業を計画される、その時の優先順位はどうかということです。計画段階からの情報の共有、そこが一番気になっているところです。資料の「課題」にも一番初めにあるのですが、『どのような情報をどの段階で発信するのか』それが市の予算の中で活かされていくのかが問題となると思います。もうひとつは補助金です。市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の制定、そのあたりをこの委員会も何らかのかたちで提案していけるのかなと思います。

会長：そうですね。推進委員会としてこういったグループワークが出来るのか、「行政がやってない」というだけではなく、私たちも前へ進めていく議論が必要ですから、そういった意味でも市でこういった状況なのかかわからないといけません。

事務局：少しずつ毎年工夫して変えていっている部分もありますので説明が難しいのですが、昨年の状況を見ても、段階

的に予算関係については情報を公表する中身が広がってきています。時期的なものも早まってきています。例えば予算編成のとりまとめをした段階ではこれぐらいの予算規模になって、財源を考えるとこれぐらい足りないという説明は全体として必要になってきています。ですから極端に言えば、我孫子市みたいに、「どれを切った」というように公表することは一足飛びにはできませんが、財政としては意識して少しずつ情報の公開が広がってきている状況です。今年は来年度予算編成で経常経費をまず固めていこうということで、若干やり方も変えています。昨年までは部局別予算ということで各部局ごとに予算編成するというやり方でやってきましたが、そこを変えていっている状況であります。それから、一方で県予算もかなり厳しい状況があります。県も今予算編成をされていますが、かなり予算が圧縮されます。そうすると市の予算編成にも影響が大きいわけですから、正直言いますとそのあたりも理由で来年度予算編成が読めません。そこでどう対応できるか今、情報収集を含めてやっているといった状況です。もうしばらくしますと来年度予算編成方針を出しますが、先般も市長による聞き取りがありました。来年度予算の編成方針については出来るだけ時間をおかず、HP などでは公開をさせていただけると思います。

委員：事業所から見た立場で言えば、行政の方には失礼な言い方になるかもしれませんが、2年間かけて委員会でいろんな意見を出して提言したわけですから。企業で言えばこの提言というのはものすごく価値のあるもので、財産です。その提言を受けていかに改善していくか、それは企業が存続していくために重要な役割を持っているといえます。行政の方も市長が変わられて大変だったと思いますが、今の状態では提言に対する答えにはなっていないと私は思います。その答えとしての方向性や具体的な対策の中身がもう少しあれば、推進委員会の中で「このことについては議論しましょう」となりますが、それが無い限り議論は出てこないと思います。私は企業から代表で参加させていただいているので、会社に帰って「こういうことを提言しました」として市の答えは「これです」とみせれば、会社には「今まで何をしてきたのか」と言われるだけで終わってしまいます。そうなってくると参画する必要は無いだろうということになってくると思います。市民の方の意見もおそらく行政の方に批判が向くでしょう。提案されて何ヶ月もたっているのに何も具体的な答えが出ていないのかと。実際にはいろいろ活動をされて、いろいろと調査されて、まとめられていると思うのですが、それが資料に伴っていないと思います。今回市長の変更などで大変だったと思うのですが、委員長も言われたように次の委員会までには、方向性だけでもいいので、それに対する取組みとか、優先順位の付け方とかその辺を入れていただいたら議論がしやすいと思います。今回の資料だけでは漠然としていて議論できないのが現状です。

会長：そうですね。この場というのは市民も勉強する場ですが、行政も勉強していける場でもあるわけです。市民が何を求めているのか、最後の答えを求めているだけではなくて、プロセスも知りたいわけです。行政が今何をやっているのか出してほしいということなのです。具体的にはどうかということが聞きたいわけです。厳しいようですがこういった委員会をやる以上は、それなりに要求されます。それは作業として大変でしょうが答えていただかないと、なかなかこの委員会が今後機能していかないというご指摘だと思います。皆さんも同じように感じていただいているのではないのでしょうか。

事務局：今いろんなご意見をいただいていますように資料の整理自体も、提示方法として悪かったと反省しています。提言いただいてから1年近くたっているわけですが、現状をおさえて課題を提示していますという説明をいたしました。それに対する方策も此処には明記できていません。もちろん実際には進めているものもありますし、出来ているものもあるということが、具体的にご報告できていません。現状の詳細であるとかスケジュール、プロセスを含めて、冒頭委員長からお話もありましたようにこの今年度複数回数開催するというので、「具体化のために」を埋められる部分を埋めて事前にお示しした上で、ご意見を伺い、それを元に意見交換をいただき、こちらからもご説明させていただきます。

会長：そのあたりは是非お願いします。「出来ない」ことも正直に出していただいたほうがいいと思います。むしろ市民の皆さんもそういった情報がほしいわけですから、そのあたりは心配されずに。フラットな状態で議論が出来ますので。

委員：私自身も不勉強で地域のことはあまりわかってないのですが、自治基本条例がどこまで浸透していくかは別にして、せつかくこのような条例を作ったわけですから。そこでお伺いしたいのですが「基本条例に基づく制度などの設置状況」の図中で、基本条例の後ろに総合計画が並んできていますがこの関係が良くわかりません。市としてどこまで基本条例を意識して各条例を制定しているのかわかりにくいのです。新しい「水源の里条例」も意識されているとおっしゃいましたが、条例のどの部分を具現化したのか、この図では見えてこない。基本条例ですと漠然とした書き方しか出来ないのを見えにくいですが、少なくとも『条例のこういった精神を活かしてこの条例ができてきたんだ』という提示をしていただきたい。いろいろ踏まえてこうなっているのは良くわかるのですが、具体的にはわかりにく

くと思います。それと市長が変わられました。新しい市長のマニフェストがあると思います。これは以前の市長のときに議論して提言したのですが、このような大きな条例については、何を優先するのか、新しい市長さんになってこの部分は絶対にやりますということなど、メリハリが出てくると思います。基本条例は理念条例で基本的な部分ですので方向性は大きく違わないと思いますが、新しい市長がここは絶対やるよというメリハリのついた市の運営方針を出していただくと、委員会でもどの部分を重点的に議論すると良いのかわかりやすいと思います。

会長：前回の委員会では総合計画と基本条例の関係を整理しようと随分議論したのですが、総合計画自体が基本条例を想定していないので、ほとんど関連付けが出来ないという結論になりました。次回に総合計画を作るときに意識して作っていただかなくてはいけないと思います。そのことは提言には出ていませんが、そういう議論は前回にありました。それとマニフェストとの関係はまさにそうで、自治基本条例というのはおっしゃるとおり、総合的なまちづくりの基本方針です。その中でそれぞれの市長や議会がどの部分にウェイトをおいているのか、今のこの町にとって何が大事なのか出していかななくてはいけません。それを踏まえて委員会は、ここにもう少しウェイトをおいて欲しいとか、こういう制度を作っていけばいいのではないかと、となれば非常にやりやすいと思います。そういった意味でも何を重点的にやろうとしてらっしゃるのか情報提供していただきたい。

だいたい今基本的に必要なことは出ておりますので、こういった形の集約でよろしいですか。あと先ほどでた提案なのですが、それぞれの委員が、今基本条例の中で書かれていることで、まだ制度化されていないことを課題提起していきたい。しかし今日は議論する場ではありません。まずは頭だしをしていきたいと思います。先ほどは市民投票のことをおっしゃっていましたが。

委員：最近安土町の合併についても住民投票ございましたが、米原市も合併する時に経験が無かったわけではなく、旧米原町は住民投票をやっているわけです。そういう意味でも、大きな施策の優先順位や実施に関わることを、もちろん基本条例に則ってやっていただくことは大前提ですが、最後の意思決定のところ住民投票ということも、基本条例の中では謳っているわけですから、ぜひとも制度化が必要かなと思っています。しかし他にもいろいろ具体化していかななくてはいけないこともありますので、それもこの委員会で「何を優先するのか」ということになります。

会長：少しそれを意識していきたいということですね。では提案ですが、2回目の委員会を少し早めに開催しては如何でしょうか。つまり年度末になってしまうと、もう一回やりましようとなった時、出来なくなってしまいます。今年末か来年の早々に開催してそれまでに、それぞれが資料を読み込んでいただきたい。行政も先ほどより要望が出ていた資料を次回までに事前にいただいて、それぞれが読み込んだ状態で委員会を開催させていただきたい。そうすればかなり早く結論が出るかもしれません。うまくいけば一回ですむかもしれません。では日程調整に入ってください。

委員：異議なし

会長：今日は皆さんの思いを発言していただかなくて申し訳ないのですが、次回に具体的な議論をするということで確認させていただきます。行政の皆さんにはより具体的な資料を事前にいただくのと、新市長のマニフェストと重点施策についてご提示いただきたいと思います。そして委員長として委員の皆さんにお願いしたいのは、提示された資料を読み込んでいただくのと、自治基本条例を読んでいただいて、優先度の高いもので、制度化を急いで欲しいというものがありましたら、次回は出していただきたい。よろしいでしょうか。

日程調整ですが、年末はやはり忙しいでしょうか。12月は議会もありますね。

事務局：12月は議会が結構遅くまであります。

会長：では1月でどうでしょうか。・・・委員間調整

皆さんご予定が入っていて、お忙しいと思いますが1月7日の木曜日を提案させていただきます。そこで必要があれば年度内にもう一回開催といたします。時間も今日と同じ時間帯でよろしいですか。それでは次回の日程も決まりましたので今日はここまでということにしましょう。

事務局：今日は時間的に「水源の里条例」について詳しくご説明できませんでしたが、かなり自治基本条例を意識してくっているつもりです。10月7日に農林水産省の木村さんという方を迎えまして、フォーラムも計画しております。ぜひご参加いただけますようご案内いたします。(チラシ配布)

7. その他

次回 平成22年1月7日(木) 午後1時30分～ 場所未定

閉会(事務局)

以上

